

○生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月生駒市条例第22号)新旧対照表

現行				改正案			
別表第2(第15条関係)				別表第2(第15条関係)			
職種	時間額	日額	月額	職種	時間額	日額	月額
一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者	850円以上 940円以下	5,950円以上 7,290円以下	146,100円以上 182,200円以下	一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者	850円以上 940円以下	5,950円以上 7,290円以下	146,100円以上 182,200円以下
保育士・幼稚園講師	<u>1,000円以上</u> <u>1,250円以下</u>	<u>7,000円以上</u> <u>9,690円以下</u>		保育士・幼稚園講師	<u>1,000円以上</u> <u>1,250円以下</u>	<u>7,000円以上</u> <u>9,690円以下</u>	
				保育補助員	<u>900円以上</u> <u>1,100円以下</u>		
略				略			